

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、平成 3 0 年 8 月 1 0 日に提起した処分庁による平成 3 0 年度市民税・県民税普通徴収税額（平成 2 8 年度分）の変更処分及び、平成 3 0 年度市民税・県民税普通徴収税額（平成 2 9 年度分）の変更処分に係る審査請求（市民税・県民税税額変更処分に関する件（平成 3 0 年度（税）第 2 号））について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 平成 2 1 年 1 2 月 4 日、審査請求人は、西尾市[]町[][]号室（以下「本件建物」という。）を購入し、同年 1 2 月 1 4 日から居住を開始した。
- 2 審査請求人は、[]銀行から本件建物購入資金として 2, 8 8 0 万円借り入れ、平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日時点での借入金残高は 15, 441, 545 円であった。
- 3 処分庁は、平成 2 8 年 1 月 1 日を賦課期日として、審査請求人に対し平成 2 8 年度市県民税として 2 2 3, 5 0 0 円課税した。
- 4 平成 2 8 年 1 2 月 3 1 日時点での本件建物購入資金借入金残高は 14, 978, 504 円であった。
- 5 処分庁は、平成 2 9 年 1 月 1 日を賦課期日として、審査請求人に対し平成 2 9 年度市県民税として 2 0 3, 3 0 0 円課税した。

- 6 平成30年5月10日、審査請求人は、平成27年分所得税確定申告書を西尾税務署長に提出し、その際住宅借入金等特別税額控除額を154,400円と申告した。
- 7 同日、審査請求人は、平成28年分所得税確定申告書を西尾税務署長に提出し、その際住宅借入金等特別税額控除額を149,700円と申告した。
- 8 平成30年7月13日、処分庁は、審査請求人に対し、平成30年度市民税・県民税普通徴収税額の変更（平成28年度分）及び平成30年度市民税・県民税普通徴収税額の変更（平成29年度分）（以下「本件変更処分」という。）を通知した。
- 9 本件変更処分のうち、住宅借入金等特別税額控除額はいずれも0円であった。
- 10 審査請求人は、平成30年8月10日、住宅借入金等特別税額控除相当額の還付を求めて審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 市県民税の所得割の額に対して住宅借入金等特別税額控除が適用されるためには、納税通知書が送達されるまでに当該年度の確定申告書が提出される必要があるが、地方税法附則第5条の4の2第2項第1号によると「やむを得ない理由があると市町村長が認める場合」、住宅借入金等特別税額控除を適用することができる。
- (2) 本件についてみると、以下のとおり周知が不十分であったことから、審査請求人の確定申告が遅れたものであるから、やむを得ない理由が存在し、住宅借入金等特別税額控除を適用すべきである。

① 西尾税務署での税務署職員による教示

審査請求人が、西尾税務署に対し、確定申告について本来の期限に間に合わないことを相談すると、税務署職員から住宅借入金等特別税額控除の適用について「還付申請であり問題ない」という回答を得ていた。

住宅借入金等特別税額控除の制度が、税務署への確定申告書の提出を前提とし、市民税県民税に対し住宅借入金等特別税額控除を適用するにあたって確定申告書の提出が不可欠という制度を取るからには、税務署職員に対しても、制度に関する情報共有は不可欠である。しかるに、本件で税務署職員は、「還付申請であり問題ない」と答えており、地方税法への認識はなかったのであるから、このような税務署職員の認識不足は、市が果たすべき周知義務を怠った結果であり、本件では「やむを得ない理由」が存

在する。

② 総務省ホームページの記載について

総務省ホームページにおいても提出期限後の確定申告書の提出では地方税に対する住宅借入金等特別税額控除が適用されないことについての記載が一切ないため、審査請求人が本件で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けられないことを認識するのは困難であり、「やむを得ない理由」が存在するといえる。

③ 世間での認識について

WEB 上での検索（google）でキーワード検索を行っても地方税に関し住宅借入金等特別税額控除が適用されないという内容を示すものではなく、住宅借入金等特別税額控除が適用されないことについて十分周知されている状況でなく、審査請求人には「やむを得ない理由」が存在するといえる。

④ 市の認識について

処分庁は、平成30年3月19日になって、市のホームページ上に納税通知書の送達後、確定申告をしても住宅借入金等特別税額控除の適用を受けることができない旨の記載を行っている。市民にとって納税通知書の送達までに確定申告をしなければ住宅借入金等特別税額控除を受けられないという事実は、このような措置が取られてはじめて容易に知りうる事実になったといえる。また処分庁においても周知が不十分であると認識したからこそこのような措置を取ったともいえ、審査請求人が、当該事実を知らず、納税通知到達後に確定申告を行ったことは、審査請求人の責に帰されることのないやむを得ない理由によるものといえ、住宅借入金等特別税額控除が適用されるべきである。

2 処分庁の主張

(1) 「やむを得ない理由」について

① 地方税法附則第5条の4の2第2項第1号及び同条第7項第1号の規定は、住宅借入金等特別税額控除の適用にあたって、納税義務者に、納税通知書の送達までの確定申告書の提出を義務付けるものである。ここでいうやむを得ない理由とは、申告の義務を課することが不当又は過酷といえるような特別の事情が存在する場合をいうと考えられる。例えば、風水害等の災害、交通・通信の途絶等納税義務者の責めに帰せられない外的事情が存在し、申告書が提出できない場合をいう。

本件については、単に審査請求人の法令の不知が理由であり、やむを得ない理由が存在するとは言えない。

(2) 周知不十分の主張について

税務署で配布している「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き（平成27年分）」には住宅借入金等特別税額控除を受けるための申告期限についての記載があり、審査請求人が、申告期限について容易にその情報を入手できる状況にあったといえ、審査請求人の主張に理由はない。

理 由

1 地方税法附則第5条の4の2第2項第1号の「やむを得ない理由」の適否について

(1) 本件では、審査請求人が、納税通知書を受け取った後に確定申告を行っている点に争いはなく、審査請求人が納税通知書を受け取るまでに確定申告をすることができなかったことが、地方税法附則第5条の4の2第2項第1号及び同条第7項第1号にいう「やむを得ない理由」によるものといえるか検討する。

(2) 「やむを得ない理由」にあたる具体的な事実については、明文に規定がなく、その判断について処分庁の裁量が認められると解される。もっとも、処分庁の裁量権の行使は無制約に認められるものでなく、事実に対する評価について、明白な合理性を欠くこと等により、判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかな場合は裁量権の濫用として違法となる。

地方公共団体が課税するにあたっては、地方税法の趣旨に沿って事実を判断することとなるが、特に国や地方公共団体が市民に課税することは、市民の財産権を制約するものであることから、租税関係法令の適用にあたって各市民を平等に取り扱うことは極めて重要である。したがって、申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認め、例外的に住宅借入金等特別税額控除を適用させ市県民税から控除すると規定する地方税法附則第5条の4の2第2項第1号及び同条第7項第1号の適用の適否については、厳格に判断すべきである。すなわち、「やむを得ない理由」の存否の判断については、単に納税者の責に帰すべき事由がないというだけでなく、規定を適用することがかえって租税正義に反することとなるような著しく不合理な結果が発生する場合に限って認めるべきと解する。より具体的には、天災等により、交通、通信が途絶するなど、納税者に期限までの申告を求めることが著しく不合理であると認められる特段の事情がある場合にはじめて「やむを得ない理由がある」といえる。

(3) 本件についてみると、審査請求人が納税通知書の送達までに、確定申告を行わなかった原因は、結局のところ審査請求人が、地方税法附則第5条の4

の2第2項第1号及び同条第7項第1号の規定を知らなかったことにある。

仮に法令の不知を「やむを得ない理由」と認めてしまうと、法令の存在を知らなかった者は、後日申告期限後に申告しても税額控除の恩恵を受けられるのに対し、法令をよりよく調べ、申告期限の存在を知り、申告期限を経過していることから控除の適用をあきらめて申請しなかった者が、なまじ法令を知っていたがために税額控除の恩恵を受けられないという極めて不合理な結果となってしまうと妥当ではない。

したがって、法令の不知については、期限までに申告しなかったことを「やむを得ない理由がある」とする根拠とはならないとするのが相当である。

本件において審査請求人が主張する、税務署職員の説明や、総務省ホームページに地方税について住宅借入金等特別税額控除が受けられない場合があることの記載がないという事実、世間での認識や、市のホームページの記載といった事実は、いずれも審査請求人が、地方税法附則第5条の4の2第2項第1号及び同条第7項第1号において、納税通知書の送達までに住宅借入金等特別税額控除を適用した確定申告をしなければならないという規定があることを審査請求人が知らなかった原因となった事情にすぎない。これらの事情は、住宅借入金等特別税額控除の適否を判断するにあたって、地方税法附則第5条の4の2第2項第1号及び同条第7項第1号の「やむを得ない理由がある」とする事実と該当する事実と認めることはできず、結局、本件変更処分において処分庁の裁量権の濫用を認める余地はない。

(4) したがって、住宅借入金等特別税額控除を適用しなかった本件変更処分について、何らの違法も見当たらない。

2 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件変更処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年11月12日

審査庁 西尾市長 中 村 健